

山梨県公報

第千八百三三号

平成十九年

十月二十九日

月 曜 日

目次

鳥獣保護区の指定	七四三
休猟区の指定	七四五
休猟区の指定の一部を改正する告示	七四九
特定猟具使用禁止区域の指定	七四九
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特別保護地区の指定	七五二
腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定の解除	七五二
道路の区域変更(二件)	七五二
公告	七五三
松くい虫駆除命令内容の公表	七五三
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	七五四
正誤	七五四
平成十九年三月二十七日付け号外第六号中	七五四

告示

山梨県告示第三百八十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定した。

平成十九年十月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 鳥獣保護区の名称

富士塚万力鳥獣保護区

二 鳥獣保護区の区域

山梨市万力地内の笛吹川右岸と県道二百十六号(万力小屋敷線)との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み国道百四十号(通称「西関東連絡道路」)との

接点に至り、同所から同国道を北西に進み農道畑総二十八号(通称「富士塚道路」)との接点に至り、同所から同農道を北東、北西、東及び北西に進み山梨市道江曾原富士塚線との接点に至り、同所から同市道を北東、北西及び南東に進み山梨市道下川久保姥窪線との接点に至り、同所から同市道を南東及び北東に進み兄川との交点に至り、同所から同川を南東に進み笛吹川との交点に至り、同所から同川を南西に進み起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

二百・〇ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

富士塚万力鳥獣保護区は、山梨市万力地内の市街地に残された樹林帯であり、植生は、ヒノキ、アカマツ、一部にナナカマド、ニシキギ、ムラサキシキブ等がみられ、鳥類では、ヒヨドリ、ウグイス、ホオジロ、ツグミ、チョウゲンボウ等が確認されている。また、山梨市万力公園もあることから、山梨市民の行楽や憩いの場としても親しまれている。さらに、当該地区を含む地域は、歴史文化公園にも指定されている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(三) 鳥獣保護区の管理方法

(1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(2) 当該区域の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

二一 鳥獣保護区の名称

塩の山鳥獣保護区

二 鳥獣保護区の区域

甲州市塩山上於曾地内の県道三十八号(杣口塩山線)と甲州市道上於曾八十号線

との接点を起点とし、同所から同県道を北西に進み甲州市道上井尻二十四号線に至る小道との接点に至り、同所から同小道を北及び北西に進み甲州市道上井尻二十四号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み甲州市道上於曾八十一号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み塩川との交点に至り、同所から同川を南進し甲州市道上於曾六号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み甲州市道上於曾八十号線との接点に至り、同所から同市道を西及び南西に進み起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

四十五・〇ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

塩の山鳥獣保護区は、甲州市塩山の市街地に近接する塩の山(標高五百五十二・八メートル)一帯であり、植生は、ヒノキ、アカマツ、その下層にガマズミ、ヤブコウジ、アズキナシ等がみられ、獣類では、イタチ、キツネ等が確認され、鳥類では、ヒヨドリ、メジロ、ウグイス、シジュウカラ、カッコウ、キジ等が確認されている。また、塩の山公園や塩の山遊歩道が整備されていることから、甲州市民の行楽や憩いの場としても親しまれている。さらに、当該地区は、歴史文化公園及び塩の山歴史景観保全地区にも指定されている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (2) 塩の山一帯の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

三 1 鳥獣保護区の名称

大野鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

上野原市大野地内の県道五百七号(野田尻四方津停車場線)と上野原市道大野大目線との接点を起点とし、同所から同県道を南東、南及び東に進み国道二十号との接点に至り、同所から同国道を西進し大呼戸橋との交点に至り、同所から上野原市・大月市境界線を北及び西に進み通称「カイゴ峠」に至り、同所から上野原市南米沢梁川線を北西に進み上野原市道南米沢小学校線との接点に至り、同所から同市道を北東及び北に進み上野原市道大野大目線との接点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

八十五・五ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分
集団渡来地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

大野鳥獣保護区は、上野原市大野地内の大野貯水池を中心とした区域であり、周辺にはクヌギ、コナラを主体とした林がみられる。このような自然環境を反映して、マガモ、コガモ、ヒドリガモ、キンクロハジロ等の多数の渡り鳥が中継地として利用する重要な区域となっている。

このため、当該区域は、集団渡来する渡り鳥の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (2) 大野貯水池等の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

四 1 鳥獣保護区の名称

山中湖鳥獣保護区

鳥獣保護区の区域

南都留郡山中湖村山中地内の国道百三十八号と県道七百二十九号（山北山中湖線）との接点を起点とし、同所から同県道を北東に進み富士急行株式会社が管理するホテルマウント富士に至る私道との接点に至り、同所から同私道を北西及び北東に進み通称「石割山ハイキング道」との接点に至り、同所から同ハイキング道を北東に進み山中湖村道六十五号線との接点に至り、同所から同村道を南東及び南に進み県道七百二十九号（山北山中湖線）との接点に至り、同所から同県道を南東に進み国道四百十三号との接点に至り、同所から同国道を南及び南西に進み国道百三十八号との接点に至り、同所から同国道を西及び北西に進み起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

千三百六十・〇ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

山中湖鳥獣保護区は、南都留郡山中湖村の山中湖を中心とした区域であり、富士箱根伊豆国立公園第二種特別地域にも指定されている。周辺にはカラマツ植林、アカマツ植林、クリ、ミズナラ、コナラ等の分布がみられる。このような自然環境を反映して、シジュウカラガン、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ホシハジロ、カワアイサ、ミコアイサ等の多数の渡り鳥が中継地として利用する重要な区域となっている。

このため、当該区域は、集団渡来する渡り鳥の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (2) 山中湖等の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

山梨県告示第三百八十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条の規定により、次のとおり休猟区を指定し、併せて同法第十四条第一項の規定に基づき、当該休猟区の存続期間と同一の期間、当該休猟区の全部について、特定鳥獣（ニホンジカ及びイノシシに限る。）に関し、捕獲等を行うことができる区域として指定した。

平成十九年十月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

1 休猟区の名称

江草休猟区

2 休猟区の区域

北杜市須玉町江草地内の県道二十三号（葎崎増富線）と北杜市道大渡宮平線との接点を起点とし、同所から同市道を東進し北杜市道宮平部落線との接点に至り、同所から同市道を南進し県営林道小森川線との接点に至り、同所から同林道を東進し県営林道観音峠大野山線との交点に至り、同所から同林道を南及び西に進み甲斐市・北杜市境界線との交点に至り、同所から同境界線を西及び南に進み茅ヶ岳三角点（標高千七百三・五メートル）に至り、同所から登山道を南西に進み県営林道千本桜線との接点に至り、同所から同林道を南西及び北に進み県営林道前山大明神線との接点に至り、同所から同林道を南進し県営林道茅ヶ岳線との接点に至り、同所から同林道を西、南及び南西に進み北杜市明野町・北杜市須玉町境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西、北東及び北西に進み茅ヶ岳広域農道との交点に至り、同所から同農道を北進し県道二十三号（葎崎増富線）との交点に至り、同所から同県道を北西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

4 面積

二千六百四十一・九ヘクタール

2-1 休猟区の名称

長坂休猟区

2 休猟区の区域

北杜市長坂町・北杜市小淵沢町境界線と中央自動車道との接点を起点とし、同自動車道を東、南西及び南に進み北杜市高根町・北杜市長坂町境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西及び南東に進み北杜市須玉町・北杜市長坂町境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西及び南東に進み北杜市長坂町・北杜市武川町境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西に進み北杜市白州町花水・北杜市白

州町台ヶ原境界線との接点に至り、同所から釜無川を北西に進み小深沢川との接点に至り、同所から同川を北東に進み北杜市長坂町・北杜市白州町境界線との接点に至り、同所から同境界線を北及び西に進み北杜市長坂町・北杜市小淵沢町境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東に進み起点に至る一団地

3 存続期間
平成十九年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

4 面積

二千三百八十五・六ヘクタール

三 1 休猟区の名称

武川釜無川右岸休猟区

2 休猟区の区域

北杜市白州町・北杜市武川町境界線と北杜市菅林道釜無川右岸線との交点を起点とし、同所から同林道を東、南東及び北東に進み北杜市菅林道小林線との接点に至り、同所から同林道を南進し北杜市道深奥五号線との接点に至り、同所から同市道を南進し韮崎市・北杜市境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西、南東、西及び南に進み燕頭山三角点（標高二千五百メートル）に至り、同所から石空川北沢・南沢合流点に向かって延びる尾根を北西に進み合流点に至り、同所から同尾根を北西に進み三角点（標高千八百九十七メートル）に至り、同所から二百七十メートル西進し一ノ沢に至る谷との接点に至り、同所から同谷を北西に進み一ノ沢との接点に至り、同所から同沢を北西に進み北杜市白州町・北杜市武川町境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

4 面積

二千三十九・七ヘクタール

四 1 休猟区の名称

楡形休猟区

2 休猟区の区域

国道五十二号線と県道十二号（韮崎南アルプス中央線）との交点を起点とし、同所から同国道を南進し南アルプス市下宮地・南アルプス市古市場境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西及び北に進み南アルプス市山寺・南アルプス市古市場境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西に進み南アルプス市山寺・南アルプス市川上境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西、北西及び南西に進み南アルプス市下市之瀬・南アルプス市塚原境界線との接点に至り、同所から同境

界線を北西に進み南アルプス市上野・南アルプス市塚原境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西、南東及び南西に進み南アルプス市上野・南アルプス市湯沢境界線との接点に至り、同所から同境界線を西進し南アルプス市中野・南アルプス市湯沢境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西に進み南アルプス市中野・南アルプス市秋山境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西に進み南アルプス市・南巨摩郡増穂町境界線との接点に至り、同所から同境界線を西及び北に進み県営林道伊那ヶ湖大久保平線との交点に至り、同所から同林道を北西及び北東に進み県道百八号（県民の森公園線）との接点に至り、同所から同県道を北進し県営林道高尾伊那ヶ湖線との接点に至り、同所から同林道を北西、北東及び北西に進み県営林道南高尾山林道との接点に至り、同所から同林道を南西及び北に進み県営林道楡形山線との接点に至り、同所から同林道を北西及び東に進み南アルプス市高尾・南アルプス市芦安交通境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み県営林道楡形山線との交点に至り、同所から同林道を北東に進み南アルプス市高尾・南アルプス市築山境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み南アルプス市高尾・南アルプス市飯野新田境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東に進み南アルプス市曲輪田・南アルプス市飯野新田境界線との接点に至り、同所から同境界線を東進し南アルプス市曲輪田・南アルプス市曲輪田新田境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東に進み南アルプス市道飯丘二号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み南アルプス市道曲輪田十五号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み富士川西部広域農道との接点に至り、同所から同農道を北進し南アルプス市道飯丘三十三号線との接点に至り、同所から同市道を東進し南アルプス市道飯丘三十二号線との接点に至り、同所から同市道を東進し県道十二号（韮崎南アルプス中央線）との接点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間
平成十九年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

4 面積

二千五百二十二・〇ヘクタール

五 1 休猟区の名称

岩崎山休猟区

2 休猟区の区域

甲州市大和町日影地内の国道二十号と県道二百二十二号（日影笹子線）との交点を起点とし、同所から同県道を南、南西及び南東に進み笹子峠に至り、同所から大月市・甲州市境界線を南西に進み大月市・笛吹市・甲州市境界点に至り、同所から同

吹市・甲州市境界線を北、南西及び北西に進み大沢山（標高千四十二メートル）、茶臼山（標高九百四十八・三メートル）を経て中央自動車道との交点に至り、同所から同自動車道より線を東進し鶴瀬橋南詰との接点に至り、同所から同橋を渡り国道二十号との接点に至り、同所から同国道を南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

4 面積

千二百一十一・〇ヘクタール

六 1 休猟区の名称

隼山休猟区

2 休猟区の区域

山梨市牧丘町隼地内の国道百四十号と山梨市牧丘町隼・山梨市東境界線との交点を起点とし、同境界線を北西及び北に進み通称「グレープ農場」の敷地境界線を経て笛吹川右岸二 一号調整池南東端に至り、同所から稜線を南西に進み通称「野背坂」に至り、同所から同稜線を西進し天狗山三角点（標高八百四十五メートル）に至り、同所から同稜線を北西に進み桜峠に至り、同所から同稜線を南西に進み八幡山（標高千八十七・九メートル）に至り、同所から同稜線を西及び北西に進み山梨市菅東山中部林道との接点に至り、同所から同林道を北西及び北東に進み山梨市牧丘町北原地内で漆川集落に至る作業道との接点に至り、同所から同作業道を東進し農道三号との接点に至り、同所から同農道を東進しその他市道五号との接点に至り、同市道を東進し二級市道三十三号との接点に至り、同所から同市道を南進し県道二百六号（塩平窪平線）との接点に至り、同所から同県道を南東、北東及び南東に進み国道百四十号との接点に至り、同所から同国道を南進し二級市道三十五号との接点に至り、同所から同市道を南進し国道百四十号との接点に至り、同所から同国道を南進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

4 面積

千二百一〇・〇ヘクタール

七 1 休猟区の名称

兜山休猟区

2 休猟区の区域

山梨市落合地内の山梨市道落合矢坪線と国道百四十号との交点を起点とし、同所から同国道を南西に進み笛吹市道春日居二 一五号との接点に至り、同所から同市道

を北進し笛吹市道春日居三 三百十五号との接点に至り、同所から同市道を北西に進み笛吹市道春日居三 三百十三号道との接点に至り、同所から同市道を北西、東及び西に進み東山山域農道（通称「フルーツライン」）との交点に至り、同所から同農道を南東に進み笛吹市道春日居三 三百六十九号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み同市道の起点に至り、同所から関東林の尾根を北西及び西に進み鎮目日影山（標高九百六メートル）より二十五メートル北西の地点で甲府市・笛吹市境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西、東及び北に進み甲府市・山梨市・笛吹市境界点に至り、同所から山梨市・笛吹市境界線を南東に進み棚山（標高千七百七十一メートル）に至り、同所から山梨市矢坪地区に至る山道を南東、東及び南東に進み農道D〇六一号との接点に至り、同所から同農道を南西、南東及び南に進み山梨市道矢坪村上二線との接点に至り、同所から同市道を東及び南に進み山梨市道落合矢坪線との接点に至り、同市道を南、北東、南及び南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

4 面積

千八百八十二・〇ヘクタール

八 1 休猟区の名称

大黒休猟区

2 休猟区の区域

南巨摩郡早川町新倉地内の早川右岸と県営広河原林道との交点（新倉橋）を起点とし、同所から同林道を南及び南西に進み東京電力水位観測所に至り、同所から二百メートル南進した地点に至り、同所から五百三十三メートル南東に進み新倉トンネル南詰から西進した線と尾根との接点に至り、同所から東進し町営林道黒桂線との交点に至り、同所から同林道を南及び東に進み県道三十七号線（南アルプス公園線）との接点に至り、同所から同県道を南東に進み東京電力株式会社の送電線との接点に至り、同所から同送電線を南進し早川町道白石・広河原線との接点に至り、同所から同町道を西進し県有林第四十四林班¹・小班との接点に至り、同所から同小境界を北西に進み同林班¹・小班との接点に至り、同所から同小境界を北西及び北東に進み同林班²・小班との接点に至り、同所から同小境界を北東に進み同林班³・小班との接点に至り、同所から同小境界を東進し同林班³・小班との接点に至り、同所から同小境界を北西に進み第五十一林班との接点に至り、同所から同境界線を北西及び北東に進み早川町道広河

原・転付峠線との接点（伝付峠）に至り、同所から同町道を北東及び南東に進み早川町道広河原・胡桃沢線との接点に至り、同所から同町道を北及び南に進み早川町道広河原線との接点に至り、同所から同町道を南及び東に進み内河内川右岸との交点（六十三号橋）に至り、同所から同川右岸を南進し早川右岸との接点に至り、同所から同川右岸を南及び南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

4 面積

四千三百六十七・三ヘクタール

九 1 休猟区の名称

大城休猟区

2 休猟区の区域

南巨摩郡身延町門野地内の県道八百八号線（大城小田船原線）と身延町道門野線との接点（町営門野の湯バス停留所）を起点とし、同所から同県道を南西に進み県営林道豊岡梅ヶ島線との接点に至り、同所から同林道を南西、西及び南西に進み山梨県・静岡県境界線との交点（安倍峠）に至り、同所から同境界線を南西及び北西に進み南巨摩郡早川町・南巨摩郡身延町境界線との接点（八紘嶺（標高千九百十七・九メートル））に至り、同所から南巨摩郡早川町・南巨摩郡身延町境界線を北東、南東及び北東に進み同境界線と登山道との交点（犬平）に至り、同所から同登山道を南及び南東に進み身延町道門野線との接点に至り、同所から同町道を南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

4 面積

千七百七十三・六ヘクタール

十 1 休猟区の名称

大平山休猟区

2 休猟区の区域

都留市古川渡地内の国道百三十九号と県道三十五号（四日市場上野原線）との接点を起点とし、同所から同国道を北東、北西及び北東に進み都留市・大月市境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し九鬼山三角点（標高九百七十・三メートル）に至り、同所から同境界線を南東及び東に進み高畑山三角点（標高九百八十一・九メートル）に至り、同所から都留市・上野原市境界線を南進し県道三十五号（四日市場上野原線）との交点（雛鶴トンネル）に至り、同所から同県道を南西、

西及び北西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

4 面積

千四百二十八・〇ヘクタール

十一 1 休猟区の名称

岩岳・熊倉山休猟区

2 休猟区の区域

北都留郡丹波山村・甲州市境界線上にある竜八三谷とモリ尾根標高（千五百三十二メートル）を源頭とし竜八三谷へ合する沢との接点を起点とし、同沢を南東に進みモリ尾根標高点との接点に至り、同所から大常木谷に向かって延びる尾根を南東に進み大常木谷との接点に至り、同所から同谷を東及び北東に進み御岳沢との接点に至り、同所から同沢を北東及び東に進み飛竜山・前飛竜最低鞍部に至り、同所から稜線を南進し、前飛竜山（標高千九百五十四メートル）に至り、同所からミカサ尾根を南東に進み熊倉山三角点（標高千六百二十四メートル）に至り、同所から熊倉尾根を南西に進み国道四百十一号との接点に至り、同所から同国道を北西に進み北都留郡丹波山村・甲州市境界線との交点（一之瀬川橋）に至り、同所から同境界線を北進し通称「竜八三谷沢出合」を経て起点に至る一団地

3 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

4 面積

千四百四十二・〇ヘクタール

十二 1 休猟区の名称

忍野休猟区

2 休猟区の区域

南都留郡忍野村忍草地内の鳥居地峠と富士吉田市・南都留郡忍野村境界線との接点を起点とし、同所から同境界線を北東に進み杓子山三角点（標高千五百九十七・六メートル）に至り、同所から都留市・南都留郡忍野村境界線を東及び南東に進み立ノ塚峠に至り、同所から忍野村水呑地区に至る登山道を南西に進み忍野村道水呑線との接点に至り、同所から同村道を南西に進み子ノ神川管理用道路との接点に至り、同所から同管理用道路を西進し金山橋との交点に至り、同所から子ノ神川右岸を西進し農免農道幹線一号線との交点に至り、同所から同農道を西進し忍野村道鶴ヶ池線との交点に至り、同所から同村道を北進し忍野村営林道明

見忍野林道との交点に至り、同所から同林道を北西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

4 面積

五百三十五・〇ヘクタール

山梨県告示第三百八十三号

休猟区の指定（平成十八年山梨県告示第五百四十一号）の一部を次のように改正し、平成十九年十一月一日から施行する。

平成十九年十月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

「休猟区を」の下に「指定し、併せて同法第十四条第一項の規定に基づき、当該休猟区の存続期間と同一の期間、当該休猟区の全部について、特定鳥獣（ニホンジカ及びイノシシに限る。）に関し、捕獲等を行うことができる区域として」を加える。

山梨県告示第三百八十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成十九年十月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

1 特定猟具使用禁止区域の名称

白州尾白の森名水公園特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

北杜市白州町白須地内の尾白橋を起点とし、同所から尾白川を南西及び西に進み尾白第二ダムに至り、同所から二百メートル北進し農道竹宇堰下線との交点に至り、同所から同農道を北東に進み農道神明一号線との接点に至り、同所から同農道を北東に進み北杜市道竹宇尾白川線との接点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

三十八・三ヘクタール

二一 特定猟具使用禁止区域の名称

大武川河川公園特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

北杜市武川町柳沢地内の駒城橋東詰を起点とし、同所から北杜市道柳沢山高線を南西に進み石空川橋東詰に至り、同所から同橋を西進し同橋西詰に至り、同所から北杜市道柳沢九号線を南西に進み甲斐駒ヶ岳広域農道との交点に至り、同所から同農道を北西に進み甲斐駒ヶ岳大橋西詰に至り、同所から北杜市道横手大武川左岸線を北東に進み駒城橋西詰に至り、同所から同橋を南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

二十七・六ヘクタール

三二 特定猟具使用禁止区域の名称

長坂小荒間特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

北杜市長坂町・北杜市大泉町境界線とJR小海線との交点を起点とし、同所からJR小海線の線路を南西に進み北杜市長坂町小荒間地内の三分一湧水口を中心とする半径三百メートルの円で囲んだ線（三分一湧水特定猟具使用禁止区域境界線）との接点に至り、同所から同線を北西及び南西に進みJR小海線との交点に至り、同所から同線を南西に進み古杣川との交点に至り、同所から同川を北進し標高千六百十メートル等高線との交点に至り、同所から同等高線を南東に進み県道六百九号（小荒間長坂停車場線）に至る小道との接点に至り、同所から同小道を南東に進み県道六百九号（小荒間長坂停車場線）との接点に至り、同所から同県道を南東に進み八ヶ岳高原泉郷に至る小道との接点に至り、同所から同小道を北進し北杜市長坂町・北杜市大泉町境界線との接点に至り、同所から同境界線を南進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

百十二・五ヘクタール

<p>四 1 特定猟具使用禁止区域の名称 2 特定猟具使用禁止区域 国道二十号と県道六百二号（武田八幡神社線）との交点を起点とし、同所から同県道を南西及び北西に進み葎崎市道（神山）二号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み県道十二号（葎崎南アルプス中央線）との交点に至り、同所から同県道を北進し国道二十号との接点に至り、同所から同国道を東及び南東に進み起点に至る一団地</p>	<p>七 1 特定猟具使用禁止区域の名称 玉宮ざぜん草公園特定猟具使用禁止区域 2 特定猟具使用禁止区域 甲州市塩山平沢地内の玉宮ざぜん草公園及び甲州市塩山竹森地内の山梨県自然環境保全条例第十条に規定する自然記念物の「竹森のザゼンソウ」に指定されたザゼンソウの生育地全域 3 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで 4 特定猟具の種類 銃器 5 面積 一・三ヘクタール</p>
<p>五 1 特定猟具使用禁止区域の名称 広瀬湖特定猟具使用禁止区域 2 特定猟具使用禁止区域 山梨市三富広瀬湖満水時（海拔千五十四メートル）水面全域 3 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで 4 特定猟具の種類 銃器 5 面積 五十五・〇ヘクタール</p>	<p>八 1 特定猟具使用禁止区域の名称 猿橋特定猟具使用禁止区域 2 特定猟具使用禁止区域 大月市猿橋町地内の国道二十号と県道五百九号（朝日小沢猿橋線）との接点を起点とし、同所から同県道を約千四百メートル南進し大月市猿橋町桂台地区に至る山道との接点に至り、同所から同山道を約六百メートル北西に進んだ地点に至り、同所から約百五十メートル西進し大月市猿橋町小沢田中地区に向かって延びる尾根に至り、同所から同尾根を西進し神楽山（標高六百七十三・九メートル）に至り、同所から同尾根を約百メートル西進した地点に至り、同所から大月猿橋町桂台地区に向かつて延びる尾根を北、北東、北及び北西に進み大月市道小沢殿上線との交点に至り、同所から同市道を北西、東及び北に進み大月市道殿上線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み国道二十号との接点に至り、同所から同国道を北及び東に進み起点に至る一団地</p>
<p>六 1 特定猟具使用禁止区域の名称 笛吹川フルーツ公園特定猟具使用禁止区域 2 特定猟具使用禁止区域 山梨市江曾原地内の山梨県笛吹川フルーツ公園と山梨県果樹試験場の敷地境界線の外側二百メートルの線で囲まれた一団地（富士塚万力鳥獣保護区の区域を除く。） 3 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで 4 特定猟具の種類 銃器 5 面積</p>	<p>九 1 特定猟具使用禁止区域の名称 川茂特定猟具使用禁止区域 5 面積 百二十・〇ヘクタール</p>

2 特定猟具使用禁止区域

都留市古川渡地内の国道百三十九号と都留市道古川渡田野倉線との接点を起点とし、同所から同国道を南西に進み都留市道姥沢川通り線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み県道四十号（都留インター線）との接点に至り、同所から同市道を北西に進み県道七百五号（高畑谷村停車場線）との接点に至り、同所から同市道を北西に進み桂川との交点に至り、同所から同川を東及び北東に進み都留市道新羽子線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み都留市道横吹線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み都留市道川茂堀ノ内線との接点に至り、同所から同市道を北東及び南東に進み都留市道古川渡田野倉線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

百八十二・〇ヘクタール

十一 特定猟具使用禁止区域の名称

富士北麓特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

南都留郡富士河口湖町船津地内の国道百三十九号と中央自動車道富士吉田線との接点を起点とし、同所から同国道を南東に進み国道百三十八号との接点に至り、同所から同国道を南東に進み富士吉田市道貯水池線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み富士吉田市道東原城山線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み国道百三十九号との交点に至り、同所から同国道を北進し富士吉田市道大溝支線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道七百十七号（山中湖忍野富士吉田線）との接点に至り、同所から同県道を北東に進み富士吉田市道菅林道富士見台線との接点に至り、同所から同林道を南東に進み富士吉田市道権現道二号線との接点に至り、同所から同市道を南進し富士吉田市・南都留郡忍野村境界線との接点に至り、同所から通称「峰山」を経て通称「平山峠」に向かって延びる尾根を南西及び南に進み「平山峠」との交点に至り、同所からシボ草三角点（標高千三十三・四メートル）に向かって延びる尾根を南進しシボ草三角点を経て東京電力株式会社鐘ヶ淵発電所導水路との交点に至り、同所から同導水路を南進し県道七百十七号（山中湖忍野富士吉田線）との交点に至り、同所から同県道を西進し忍野村道鐘山新線との接点に至り、同所から同村道を西進し国道百三十八号との接点に至り、同所から同

国道を北西に進み富士吉田市道演習場鐘山線との接点に至り、同市道を南西に進み東富士五湖道路との交点に至り、同所から同道路を北西に進み県道七百一号（富士上吉田線）との交点に至り、同所から同県道を南西に進み富士吉田市道昭和大学通り線との接点に至り、同所から同市道を西進し県道七百十六号（富士北麓公園線）との接点に至り、同所から同県道を西進し富士山有料道路（通称「富士スバルライン」）との接点に至り、同所から同有料道路を南西に進み県営林道富士線との交点に至り、同所から同林道を北西に進み県営林道船津線との接点に至り、同所から同林道を北東に進み南都留郡鳴沢村字富士山地内の日本電信電話株式会社富士山支線第五十三号柱に至り、同所から富士観光開発株式会社富士桜高原別荘村（以下「富士桜高原」という。）第三次分譲地南側道路とを直線で結ぶ線を北西に進み同道路との接点に至り、同所から同道路を西進し鳴沢村道六百八十三号線との接点に至り、同所から同村道を西進し富士桜高原第二次分譲地南側道路との接点に至り、同所から同道路を西進し富士桜高原第一分譲地南側道路との接点に至り、同所から同道路を西進し県営林道鳴沢線との接点に至り、同所から同林道を北東に進み鳴沢村道六百八十三号線との接点に至り、同所から同村道を南東に進み鳴沢村道六百八十八号線との接点に至り、同所から同村道を北東に進み京王帝都電鉄株式会社京王富士スバル高原別荘地の敷地境界線との接点に至り、同所から同境界線を東進し鳴沢ゴルフ倶楽部の敷地境界線との接点に至り、同所から同境界線を北進し鳴沢村営林道茅つけ大田和線との接点に至り、同所から同林道を北東に進み鳴沢村道五号線との交点に至り、同所から同村道を南進し通称「灰つけ道」との交点に至り、同所から同道を北東に進み富士河口湖町道〇二五五号線との接点に至り、同所から同町道を北東に進み東海自然歩道との交点に至り、同所から同歩道を東進し富士河口湖町道六千五百一十号線との接点に至り、同所から同町道を北進し富士河口湖町道四千二百二十三号線との接点に至り、同所から同町道を北進し富士河口湖町道〇一〇三三号線との接点に至り、同所から同町道を東進し富士河口湖町道〇一〇二二号線との接点に至り、同所から同町道を南東に進み富士河口湖町道三千四百四十六号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み県道七百十四号（鳴沢富士河口湖線）との接点に至り、同所から同県道を東進し国道百三十七号との接点に至り、同所から同国道を北東、北及び西に進み産屋ヶ崎において南都留郡富士河口湖町河口・南都留郡富士河口湖町浅川境界線との接点に至り、同所から同境界線を東進し南都留郡富士河口湖町・富士吉田市境界線との接点に至り、同所から同境界線を南及び西に進み国道百三十七号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み中央自動車道富士吉田線との交点に至り、同所から同自動車道を南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

- 平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで
- 4 特定猟具の種類
銃器
- 5 面積
四千五百五十・〇ヘクタール

山梨県告示第三百八十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条の規定により、次のとおり特別保護地区を指定した。

平成十九年十月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 特別保護地区の名称
山中湖特別保護地区
 - 二 特別保護地区の区域
南都留郡山中湖村山中湖満水時（海拔九百八十一メートル）水面全域
 - 三 特別保護地区の存続期間
平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで
 - 四 特別保護地区の面積
四百二十一・一ヘクタール
 - 五 特別保護地区の保護に関する指針
 - (一) 鳥獣保護区の指定区分
集団渡来地の保護区
 - (二) 特別保護地区の指定目的
山中湖鳥獣保護区は、南都留郡山中湖村に位置する山中湖を中心とした区域であり、カラマツ植林、アカマツ植林、クリ、ミズナラ、コナラ等が分布している。当該地域は、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖と同様に、多数の渡り鳥が中継地として利用する重要な地区となっている。
- 特に、当該鳥獣保護区の中でも、山中湖の区域は、渡り鳥のねぐら、採餌場として重要であり、シジュウカラガン、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ホシハジロ、カワアイサ、ミコアイサ等が多数確認され、渡り鳥の飛来数が特に多い中核的な区域となっており、富士箱根伊豆国立公園第二種特別地域にも指定されている。
- このため、当該区域は、山中湖鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第

二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

(三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 山中湖等の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。
- (4) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

山梨県告示第三百八十六号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定（平成十九年山梨県告示第三百三十八号）は、解除する。

平成十九年十月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第三百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成十九年十一月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
上野原市大字桐原字天原一〇二六八番の六地先から 上野原市大字桐原字西沢一〇六三三番の一			五・五、 一一・〇	一一六・〇

地先まで

新 六・五
二二・八
一一三・〇

山梨県告示第三百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十九年十一月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大向福土線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡南部町大字福土字上村一七二九四番の一地先から 南巨摩郡南部町大字福土字上村一七二九五番の一地先まで	一七・〇 三七・〇	一五・〇 二七・〇		六〇・六

公 告

● 松くい虫駆除命令内容の公表

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、次のとおり駆除命令を行うので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により公表する。

平成十九年十月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 区域及び期間

1 区域

(一) 甲斐市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県森林環境部森林整備課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

(二) 甲州市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県森林環境部森林整備課及び峡東林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

2 期間

平成十九年十一月十八日から十一月二十四日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

1 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、当該樹木に薬剤を散布し、当該樹木を薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木をはく皮したうえ、当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

2 松の伐採跡地であつて、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

3 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、当該伐採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

一 の1の(一)の区域及びその周辺の松林、一 の1の(二)の区域及びその周辺の松林において前年度中に松くい虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫による被害の発生状況にかんがみ、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、一 の1の(一)の区域及びその周辺の松林、一 の1の(二)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病害虫防除員の指示に従

- こと。
- 2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、一の(一)の区域については、中北林務環境事務所、一の(二)の区域については、峡東林務環境事務所を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、三により申請書を提出する場合は、この限りでない。
 - 3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、一の(一)の区域については、中北林務環境事務所、一の(二)の区域については、峡東林務環境事務所を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、及び損失補償金を交付する。
 - 4 知事は、三の1に規定する樹木、三の2に規定する伐採跡地又は三の3に規定する伐採木等を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。
 - 5 知事は、4の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十九年十月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 笛吹市御坂町栗合字山ノ神一七〇の一の一部、一七〇の三、一七二の一、一七二の三、一九二の一、一九四、二〇三、二〇六の二、二〇七の一及び二〇七の二並びに下野原字近渡八四二の一及び八四四の三
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）
 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 山梨県笛吹市石和町市部千百三十八 株式会社秋山 代表取締役 秋山広幸

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成九年三月二十七日山梨県条例第十五号（山梨県営住宅設置及び管理条例）

一五 上 終わりから一 低額所有者 低額所得者